

(別表1) 対象となる障害者就労施設等

	就労施設名等	施設等の概要
(1)	就労継続支援事業所 (A型・B型)	障害者総合支援法第5条第15項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援事業所	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
	生活介護事業所	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。)
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第26項に規定され、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1項に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
(2)	特例子会社	障害者の雇用に特例の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所	次の要件に該当する事業所。 ア 障害者の雇用者数が5人以上 イ 障害者の割合が従業員の20%以上 ウ 雇用障害者の割合に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
(3)	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。
その他	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所に斡旋・仲介する業務を行う団体等。

(別表2) 調達の対象品目

	品目	具体例
物品	事務用品・書籍	筆記具、事務用品、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	食料品・飲料	パン、弁当・おにぎり、麺類、米、野菜、お茶 など
	小物雑貨	衣服、装飾具、木工品、各種記念品、花苗 など
	その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プリンター、車いす、杖、点字ブロック等、上記以外の物品
役務	印刷	ポスター、チラシ、報告書・冊子、名刺等の印刷 など
	クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	清掃、施設管理	清掃、除草作業、駐車場管理 など
	情報処理	ホームページ作成、データ入力、テープ起こし など
	飲食店の経営	売店、レストラン、喫茶店 など
	その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別等、文書集配業務、上記以外のサービス